# 議 案 提 出 書

横手市議会基本条例の一部を改正する条例

上記の議会案を提出する。

令和元年12月11日 提出

提出者

横手市議会議員全員

賛成者

横手市議会議長 播磨 博一 様

## 提案理由

横手市議会において充実した広聴活動を行うため、現行条例の一部を改正するものである。

### 議会案第6号

横手市議会基本条例の一部を改正する条例

横手市議会基本条例(平成24年横手市条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後 (案)			
_(議会報告会)_	(議会広聴活動の充実)			
第6条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政	第6条 議会は、市政に係る課題に対する市民の意見を把握			
全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交	し、政策価値を創造するため、広聴の充実に努めるものと			
換する議会報告会を開催するものとする。	<u>する。</u>			

附則

この条例は、公布の日から施行する。

# 議案提出書

横手市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議会案を提出する。

令和元年12月11日 提出

提出者

横手市議会議員全員

賛成者

横手市議会議長 播磨 博一 様

## 提案理由

情報通信端末の有効活用や議会の情報化推進を図るための協議、調整の場を新たに設置することに伴い、現行規則の一部を改正しようとするものである。

### 議会案第7号

横手市議会会議規則の一部を改正する規則

横手市議会会議規則(平成17年横手市議会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表(第159条関係)			別表(第159条関係)				
名称	目的	構成員	招集権者	名称	目的	構成員	招集権者
[略]				[略]			
議会改革推	[略]			議会改革推	[略]		
進会議				進会議			
				ICTプロ	情報通信端末機	I C T プロジェ	委員長
				ジェクトチ	器の活用及び情	クトチームの委	
				<u>-                                    </u>	報化の推進に係	<u>員</u>	
					る協議又は調整		
					を行うこと。		

附則

この規則は、公布の日から施行する。